

# 農業委員会 だより

第13号

令和6年1月

編集  
農業委員会だより広報委員会  
発行  
別海町農業委員会  
TEL 0153-74-9853  
FAX 0153-79-6045

謹んで新年の  
お慶びを申し上げます

別海町農業委員会

(野付半島の日の出)

## 目次

新年のご挨拶	2
別海町貸借料情報	2
北海道選出国会議員への要請活動	3
研修会報告	3
新規就農者、後継者紹介	4～5
令和6年度別海町農業委員会総会開催日程	6
将来に安心を!農業者年金	7～8
農業経営基盤強化促進法の一部改正について	8
編集後記	8



# 新年のご挨拶

別海町農業委員会

会長 信夫 重勝



新年あけましておめでとうございます。皆様におかれましては、新年を健やかに迎えのこととお慶び申し上げます。

旧年中は、農業委員会活動に対しまして、深いご理解とご協力を賜り誠にありがとうございました。

さて、農業を取り巻く環境は、3年ぶりに生乳の生産抑制が回避されることや、乳価が、2度にわたり引き上げられるなど明るい兆しも見えてきておりますが、依然として飼料・肥料などの生産資材の高止まりや記録的な猛暑による生産量の減少、個体販売価格の低迷など農業経営の厳しさは依然として解消できていない状況です。

昨年、農業経営基盤強化促進法が改正され、これまでの「人・農地プラン」が、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」として法制化されました。この「地域計画」は町が、令和7年3月までに策定することとなりますが、計画策定にあたって、農業委員会は、10年後に目指す地域の農地利用を示した「目標地図」の素案を作成することとなりますので、農業者、町、JAなど関係機

関と十分な連携を図りながら、素案作成に取り組んでまいります。

また、国においては、農政の基本原理や政策の方向性を示す「食料・農業・農村基本法」の25年ぶりの改正や農用地区域の農地転用要件の厳格化、農地所有適格法人の出資規制の緩和などの農地法制の見直しを令和6年国会提出に向けて作業が進められているところです。

当委員会としましても、これらの改正を注視しながら、農業委員会の主たる使命であります農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止、新規参入の促進を図り、耕地面積日本一を誇る食料生産基地として、地産地消の根幹である農地を守り、わが町の農業発展、農業現場における課題解決のため、引き続き町やJAなど関係機関と十分な連携を図り、農業者の所得向上に取り組んでまいります。

結びに、本年が皆様にとりまして素晴らしい年となりますよう、ご健勝、ご多幸を祈念し新年の挨拶とさせていただきます。

本年もよろしくお願いたします。

## 謹賀新年

(推進委員は議席番号順)

【別海推進委員会】  
会長 信夫 重勝  
会長代理 加藤 真純  
委員長 山田 良雄  
副委員長 小島 敏  
推進委員 加藤 祐介

阿部 賢二  
押田 浩二  
藤田 義樹  
石田 昌樹  
齊藤 雄  
豊島 千秋

【中春別推進委員会】  
委員長 芳賀 均  
副委員長 畠山 裕子  
推進委員 石森 治  
猿谷 忠義  
伊藤 一吉  
加藤 真純

【西春別推進委員会】  
委員長 大内 敏光  
副委員長 木幡 誠  
推進委員 佐々木 實  
竹花 智子  
市川 義晴  
及川 哲夫

【上春別推進委員会】  
委員長 羽石 健一  
副委員長 石毛 剛  
推進委員 岸本 正明  
目黒 英夫  
岡崎 知暢  
信夫 重勝

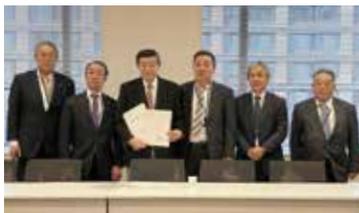
令和4年1月から12月までに締結(公告)された農地法及び農業経営基盤強化促進法による貸借における貸借料水準(牧草畑の1haあたり)は、下記のとおりです。

### 別海町 貸借料 情報

地域区分	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
別海	21,502円	33,333円	10,000円	26件	別海、中西別、上風連、奥行、本別海、走古丹
西春別	31,001円	49,689円	4,000円	22件	西春別、泉川、矢白別
中春別	24,603円	35,000円	10,000円	13件	中春別、豊原、美原、床丹、尾岱沼、野付
上春別	29,515円	35,000円	20,000円	12件	上春別、本別、大成

※地域区分は、別海町農業委員会推進委員会の各推進委員会担当地区

## 北海道選出国會議員への要請活動（令和5年11月28日～29日）



伊東良孝衆議院議員要請



鈴木貴子衆議院議員要請



鈴木宗男参議院議員要請

11月28日から29日にかけて、令和5年度全国農業委員会会長代表者集会等に併せて、根室地方農業委員会連合会独自の「地域の実態に即した施策の実現に向けた要請」を北海道選出国會議員へ行いました。

要請先：伊東良孝衆議院議員、鈴木貴子衆議院議員、鈴木宗男参議院議員

- 要請内容：1 農家負担の軽減を図る生産資材高騰対策の継続について  
2 北海道の実態に即した担い手への農地集積支援対策等の構築について



農業委員会会長代表者集会

### 全国農業委員会会長代表者集会

11月30日に開催されました全国農業委員会会長代表者集会で採択された決議は、下記のとおりです。

「令和6年度農業関係予算の確保及び農地・担い手等関連施策に関する要請決議」「地域の農地を活かし、持続可能な農業・農村を創る全国運動の推進に関する申し合わせ決議」「情報提供活動の一層の強化に関する申し合わせ決議」

### 地区別農業委員研修会 12月4日開催

会場：標津町生涯学習センターあすばる

根室地方農業委員会連合会と北海道農業会議の共催による「地区別農業委員研修会」は、根室管内の農業委員参加のもと、標津町で開催されされました。

本町からは、17名の農業委員等が参加し、農業委員としての知識を深めました。

研修内容は下記のとおりです。

「農業委員会制度の概要について」「農地法・農地中間管理事業法等に基づく農地制度について」「全国農業新聞の加入促進について」等



### 市町村農業者年金協議会代議員等研修会 12月19日開催

会場：標津町生涯学習センターあすばる

北海道農業者年金協議会主催による根室管内の農業者年金協議会代議員等を対象とした「市町村農業者年金協議会代議員等研修会」が標津町で開催され、本町からは、農業委員9名を含む代議員17名が研修に参加し、農業者年金に対する知識を深めました。

主な研修内容は、下記のとおりです。

「農業者年金制度の現状について」「新制度の農業者年金について」「農業者年金制度の充実に関する要望と制度改善状況について」



# 後継者紹介

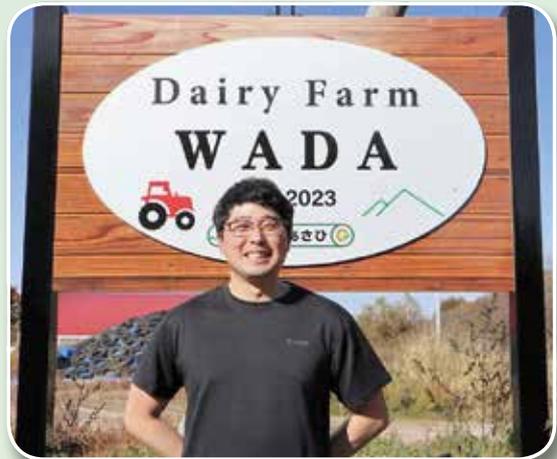
④ 酪農全般に対する現在の取り組みや目標・展望

⑤ 余暇の過ごし方・楽しみ方

## 和田 有平さん 別海町別海

別海推進委員会から  
新規就農者紹介

- ① 令和5年4月  
幼い頃に牧場物語というゲームをやったのがきっかけです。
- ② 本人、妻、子供1人
- ③ 73ha
- ④ 研修牧場で学んだこと、やってきたことを思い出しながら、自分達にあった作業方法を日々模索しています。現在の目標は、病気と事故を減らすことを意識しながら営農しています。
- ⑤ 休み時間に好きなゲームをしたり、寝ることが多いです。日曜日は保育園が休みなので、一緒に遊んで寝てます。



【加藤広報副委員長 記】

大内 昌美さんの後継者

## 大内 由祐さん 別海町中春別

中春別推進委員会から  
後継者紹介

- ① 平成28年11月（令和6年1月経営移譲）  
きっかけは、会社員時代に自分で経営を行いたいと思い立ち、実家が自営業（酪農）であることを思い出して戻ってきました。
- ② 本人、妻、子供3人、父、母
- ③ 100ha
- ④ 家族で営農することに重点をおき、無理のないゆとりのあるのんびりとした酪農を目指しています。
- ⑤ 年に2度長期休みを取り、家族旅行を行うことを楽しみに日々頑張っています。



【猿谷広報委員 記】

# 新規就農者

① 就農した年月と就農したきっかけ

② 家族構成

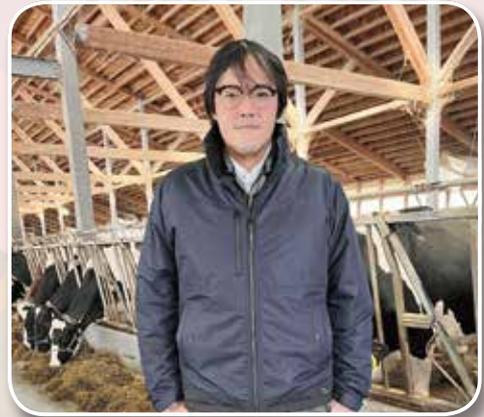
③ 経営面積

大内 敏光さんの後継者

**大内 佑輝**さん 別海町西春別

- ① 平成24年4月  
平成30年に法人化と経営移譲。  
現在は、弟・両親と家族4人で営農。
- ② 本人、弟、父、母、祖母
- ③ 150ha
- ④ 搾乳ロボットと牛舎をクラスター事業で建設しており、乳量や乳質の向上に努めています。
- ⑤ 休日を作って旅行を1年に1度ほどしています。普段は、読書か寝ています。今はサブスクをスマートフォンでいつでも本やマンガが読めて便利です。

西春別推進委員会から  
後継者紹介



【竹花広報委員 記】

**村上 雄大**さん 別海町上春別

- ① 令和5年5月  
当地域で酪農スタッフとして働く中で様々な酪農経験を体験し、酪農に対する魅力を一層感じたことと、自分と同じ考えを持つ現在の妻と出会い、自分達で酪農経営をし、同じ立場・目線で周囲の酪農家の方々と話しをしながら、好みの牛を育ててみたいと思った。
- ② 本人、妻
- ③ 50ha
- ④ 良質な粗飼料を確保するために草地管理等の知識や技術習得に向け取り組んでいる。今後は限られた頭数を自分達の目の届く範囲で見本となるような牛群管理を行い、夫婦二人でいっぱいいっぱいにならない程度で最大限の利益を確保し、老後のために少しずつ貯金をしていきたい。
- ⑤ 今は趣味のランニング（別海町パイロットマラソン参加）と自宅で料理をしながら、美味しい物を食べることが楽しみです。

上春別推進委員会から  
新規就農者紹介



【岸本広報委員 記】

## 令和6年度 別海町農業委員会総会 開催日程

○申請書及び関係書類については、申請内容の調査や現地（農地等）の確認を要するため、必ず申請等締切期限までに提出してください。

○諸事情により、日程を変更する場合がありますのであらかじめご了承ください。

	開催月	申請等締切期限	現地調査日	総会開催日
第11回	4月	4月11日(木)	4月17日(水)	4月30日(火)
第12回	5月	5月8日(水)	5月14日(火)	5月24日(金)
第13回	6月	6月3日(月)	6月6日(木)	6月14日(金)
第14回	7月	7月12日(金)	7月19日(金)	7月31日(水)
第15回	8月	8月14日(水)	8月20日(火)	8月30日(金)
第16回	9月	9月9日(月)	9月13日(金)	9月27日(金)
第17回	10月	10月15日(火)	10月21日(月)	10月31日(木)
第18回	11月	11月7日(木)	11月13日(水)	11月25日(月)
第19回	12月	12月5日(木)	※	12月23日(月)
第20回	1月	1月15日(水)	※	1月31日(金)
第21回	2月	2月10日(月)	※	2月28日(金)
第22回	3月	3月5日(水)	※	3月24日(月)

※現地調査とは、農地の貸借及び売買等、並びに農業用施設及び住宅建設の申請があった場合、農業委員による現地や計画内容等の確認を実施する調査のことです。  
(現地調査をしていない場合、許可書の交付ができません)

※農地法第3条による許可申請（農地の売買、賃借等）は、航空写真等による現地調査が可能となったことから、冬期間におきましても受け付けます。

※農地の転用及び現況証明に伴う12月～3月の現地調査は、早期に調査が必要な場合に限り実施するもので、積雪がなく調査地全体が確認できることと、調査当日の天候により中止となる場合があることをご承諾いただけることが条件となります。

**問合せ先電話番号は、下記のとおりです。**

農業委員会事務局	農地調整担当	0153-74-9852
	総務担当	0153-74-9853

# 将来に安心を！ 農業者年金

若者・女性にこそ勧めたい年金制度 保険料国庫補助や終身年金でサポート



## 若い農業者の方 ポイント 保険料を国が補助 「政策支援加入」

若い時期から長い期間、農業の担い手としてがんばる方などを支援するため、保険料の国庫補助を設けています。

次の三つを満たすと、月額2万円の保険料のうち最高1万円の国庫補助を受けられます（国庫補助を受ける期間の保険料は2万円に固定）。

- ① 39歳までに加入し、60歳までに保険料納付期間など（カラ期間含む）が20年以上見込まれること
- ② 農業所得（配偶者、後継者の場合は支払いを受けた給与など）が900万円以下であること
- ③ 表1の必要な要件のいずれかに該当すること

なお、加入が早いほど国庫補助を受ける期間が長く、より大きなメリットが受けられます（表2）



## 女性農業者の方 ポイント 長生き時代支える 「終身年金」

女性農業者が経営者または経営方針の決定に関わっている割合は約5割で、農業の発展に欠かせない存在です。

女性は男性よりも5年ほど平均余命が長いといわれ、「終身年金」である農業者年金は女性にこそメリットが大きく、長生きリスクに備えることができる年金制度です。

男性に比べて受給期間が長い分、月の受給額は少なくなりますが、平均余命までの受け取り総額は男性よりも多い傾向にあります（表3）。

また、加入には農地の権利名義は必要ないため、配偶者だけで加入することも可能です。さらに、家族経営協定を締結している配偶者は保険料の国庫補助を受けることもできます（表1の区分3参照）。

表1 政策支援加入の対象者と補助額

区分	必要な要件	本人負担の保険料（補助額）	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	1万円	(1万円) 1万4千円 (6千円)
2	認定新規就農者で青色申告者	1万円	(1万円) 1万4千円 (6千円)
3	区分1または2の者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者または直系卑属	1万円	(1万円) 1万4千円 (6千円)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす農業経営者で、3年以内に区分1の要件を満たすことを約束した者	1万4千円	(6千円) 1万6千円 (4千円)
5	区分1または区分2の要件を満たしていない者の直系卑属であり、35歳まで（25歳未満の場合は10年以内）に区分1の要件を満たすことを約束した者	1万4千円	(6千円) —

注) 35歳未満で加入した者は、35歳から自動的に35歳以上の額に変更されます。

表2 農業者年金の支給額（年額）の試算

加入年齢	納付期間	性別	保険料の国庫補助のない加入の場合		保険料の国庫補助を受ける加入の場合			
			保険料本人負担分総額	農業者老齢年金支給額（年間）	保険料本人負担分総額	支給総額（年間）	農業者老齢年金支給額	特例付加年金支給額
20歳	40年	男性	960万円	80万円	744万円	81万円	58万円	24万円
		女性		68万円		68万円	49万円	19万円
30歳	30年	男性	720万円	53万円	588万円	54万円	42万円	12万円
		女性		45万円		45万円	35万円	10万円
35歳	25年	男性	600万円	42万円	528万円	42万円	36万円	6万円
		女性		35万円		35万円	30万円	5万円

（注）この試算は、保険料月額2万円で加入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が0.70%となった場合の試算です。予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ令和5年度は、0.70%です。（各金額は単位未満を四捨五入により表示しているため、内訳数字との合計が一致していません。）

表3 農業者年金の年金受給額の試算

	保険料月額	保険料総額	平均余命までの受け取り総額	
			男性	女性
20歳から35歳未満まで毎月1万円、35歳から2万円で加入した者の受給額	1万円 (35歳以降は2万円)	780万円	1,306万円	1,394万円
20歳から毎月2万円の保険料で加入した者の受給額 (①)	2万円	960万円	1,718万円	1,833万円
30歳から①と同水準の受給額を得るために必要な保険料と受給額	3万円	1,080万円	1,710万円	1,825万円
40歳から①と同水準の受給額を得るために必要な保険料と受給額	5万円	1,200万円	1,687万円	1,801万円
50歳から毎月上限額の保険料で加入した場合の受給額	6.7万円	804万円	1,008万円	1,076万円
30歳から毎月上限額の保険料で加入した場合の受給額	6.7万円	2,412万円	3,818万円	4,075万円

（注1）この試算は、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が0.70%となった場合の通常加入の試算です。  
 （注2）各金額は単位未満を四捨五入により表示しています。  
 （注3）平均余命までの受け取り総額は、男性86.5歳、女性は92.0歳で計算しています。

**税制面の優遇措置  
ポイント**

**保険料支払い・  
年金受け取り  
両方で節税効果**

農業者年金は公的な年金制度なので、税制面でも民間の個人年金とは大きく異なり「入り口から出口までの優遇措置」があります。

その年に支払った農業者年金の保険料は、その全額が所得税・住民税・復興特別所得税の「社会保険料控除」の対象になります。表4. 経営主が生計を一つにする配偶者や後継者が加入者となっている農業者年金の保険料を支払った時には、その合計額が経営主の所得から控除できます。

受け取った年金は、税制上、公的年金等控除の対象となり、65歳以上の方であれば公的年金等の合計額が110万円までは全額控除となります。

加入者や待期者、受給者が死亡した場合に遺族に支給される死亡一時金も非課税です。

また、一般の預貯金などの利子には20%の税金がかかりますが、農業者年金の運用益は非課税で、その分年金原資が積み上がります。

表4 保険料支払いによる節税効果

課税対象所得	税率	加入者の支払った保険料別の節税額（年額）		
		通常加入または政策支援加入	通常加入	
		月額1万円の場合	月額2万円の場合	月額6.7万円の場合
195万円以下	15.1%	1万8千円	3万6千円	12万1千円
195万円超330万円以下	20.2%	2万4千円	4万8千円	16万2千円
330万円超695万円以下	30.4%	3万6千円	7万3千円	24万4千円

令和5年10月6日 「全国農業新聞」掲載

**農業経営基盤強化  
促進法の一部改正について**

農業経営基盤強化促進法の一部が改正され、令和5年4月1日から施行されました。（ただし、1, 2につきましては、施行の日から2年間の経過措置が設けられております。）

主な改正内容は、下記のとおりです。

**1 「人・農地プラン」が地域計画として法定化**

これまでの、「人・農地プラン」を法定化し、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」を策定することとなります。農業委員会は、「地域計画」策定にあたって、10年後に目指す地域の農地利用を示した「目標地図」の素案を作成します。

**2 農地の集約化等**

市町村が定める「農用地利用集積計画」と農地中間管理機構が定める「農用地利用配分計画」が統合され、農地中間管理機構の「農用地利用集積等促進計画」に統合されました。

**3 人の確保・育成**

農業経営基盤強化促進基本方針に「農業を担う者」が位置付けられ、対象者の幅が広がりました。

また、農地取得の下限面積要件が廃止されました。

**編集後記**



広報委員長  
加藤 真純

第13号では、新規就農や後継者として頑張って営農されている若い方々を紹介させていただきました。

酪農の情勢は、まだまだ良いとは言えない状況だと思いますが、若い方々の元気に取り組む様子を知ること、こちら元気をいただける気がします。どうかこれからも目標に向かって、地道に営農を続けていただきたいと思います。

大変な時ではありますが、将来に向けて農業者年金への加入も是非検討いただきたいと思います。